

適格請求書発行事業者登録の確認書

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定され、「適格請求書発行事業者」となるためには、税務署長に対して登録申請が必要となります。また、「適格請求書発行事業者」として登録申請した際は、免税事業者であっても強制的に課税事業者となり、消費税の申告及び納税が必要となります。

つきましては、「適格請求書発行事業者」の登録につきまして、下記のとおり確認をお願いします。

記

1 適格請求書発行事業者の登録について

登録する（課税事業者） ・ 登録しない

2 適格請求書発行事業者の登録時期について

早急に ・ 令和 年 月 頃 予定

3 簡易課税制度選択届出書について

提出する ・ 提出しない（適用できない場合を含む） ・ 提出済

4 ご留意

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となるためには令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。また、簡易課税を希望される場合は、登録日の属する課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

上記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

会社名（事業所名）

ご署名